

滋賀県議会だより

No.61

編集・発行／滋賀県議会

2月定例会の概要

滋賀県議会は、2月定例会を2月16日から3月23日までの37日間の会期で開きました。2月定例会では、議員提出議案12件と知事提出議案104件が上程されました。これらを審議した結果、いずれも原案のとおり可決または同意しました。

また、各委員会においては、付託された各議案、請願その他所管事項について審査および調査を行いました。特に新年度予算については、委員45人で構成する予算特別委員会（委員長：辻村克議員、副委員長：今江政彦議員）が設置され、3日間にわたり質疑を行い、さらに分科会調査を2日間実施した上で、可決しました。

●給与条例の一部改正案

地域手当の支給率を現状維持とする「滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」および「滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」が議員提案され、賛成多数で可決しました。

2月定例会で議員提案され可決された給与条例の一部改正案について、3月27日に知事から県政初となる再議権が行使されました。

3月29日に開かれた3月臨時会では、先の議決について審議した結果、出席議員の3分の2以上の同意がなく、否決されました。

●関西広域連合規約の変更案を可決

県議会の意見書の趣旨を尊重し、構成団体の追加と議員定数の変更を分離した規約変更案が知事から提案され、構成団体の追加については、全員一致で、議員定数の変更については、賛成多数で可決しました。

議決に当たっては、議員定数の本格見直しの際は府県間格差が生じないように配慮するとともに、その配分は、府県を単位として当該府県内で調整することなどを求める附帯決議案を賛成多数で可決しました。

●滋賀県流域治水基本方針案を可決

昨年11月定例会に提案され、継続審議となっていた滋賀県流域治水基本方針案については、知事から議案の撤回が請求され、全員一致で承認しました。

その後、市町の意見やこれまでの県議会における議論を踏まえ、内容の一部を修正した基本方針案が知事から再度提案され、全員一致で可決しました。

●東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理に関する決議案を可決

東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理を促進するため、県が国に対して、災害廃棄物処理に関する説明責任を果たすよう求めること、また、安全が十分に確認された災害廃棄物の受入れを県内市町に要請することを強く求める決議案を、全員一致で可決しました。

2月定例会における
質疑・質問から



2月定例会本会議

平成24年度当初予算

問 平成24年度当初予算と表裏一体である行財政改革の今後数年間の取組について、責任をもって具体的に示すべきであり、更に言えば、具体的な目標を持つべきです。

県民に一番分かりやすいのは、新たな借金をどのように抑えるかです。平成24年度当初予算では、県債の発行額は838億円、残高は1兆419億円となりました。

財源が厳しいのであれば、また、将来につけを残さないのであれば、更なる行財政改革の道筋を地方公共団体の長として示す義務があると思いますが、見解を伺います。

答 まず行財政改革方針に基づき各種の取組を着実に進め、一層の歳入の確保と歳出における選択と集中を図ります。国には地方の自主財源の充実など行財政基盤の強化に向け働きかけるほか、県経済の活性化で税収を確保

する力を高めるなど、歳入歳出の両面にわたって、持続可能で活力ある県政経営を進めることが必要と考えています。

また、平成26年度までを計画期間とする行財政改革方針を定めていますが、必要に応じて行財政改革方針の見直しについても検討し、県民に示していきたいと考えています。

流域治水基本方針

問 想定を超えた災害に対する必要性は認めますが、想定内の対策である河川整備計画を後退させるかのような記述は、今後の河川整備をおろそかにする言い訳に使われる懸念があります。

今の基本方針では、流域治水の目玉となっている土地利用規制や避難対応がクローズアップされ、流域住民に安心感より不安感を与えるおそれがあります。治水安全度の向上のため、「川の中の対策」の重要性をしっかりとつた内容に修正すべきと考えます。

さらに、「地先の安全度」の設定が合理的で妥当なものが市町や流域住民に示し、土地利用規制や建築規制に市町の意見が反映できる仕組みを考えるべきですが、知事の見解を伺います。

答 河川管理者として「川の中の対策」に継続的、効率的に取り組むことは当然の責務であり、河川等の治水施設の整備は、今後も強力に推進していきます。

「地先の安全度」は、専門家のアドバイスを受けながら十分に検討を重ねたもので、全国的に高い評価を得ています。基本方針を実効性あるものにするため、県条例の制定を目指すこととしており、市町との協議と県民への説明をしっかりと行います。

地域防災計画

問 東日本大震災を経験したことで、今後の災害想定は過大になる可能性があると言われています。莫大な費用への対応等、自治体としてできる限界がある以上、それを明確に住民に示すことが大切です。

今回の地域防災計画（原子力災害対策編）策定でリスクコミュニケーションが新しく取り入れられました。情報の提示によつては、住民の間での混乱の可能性も否定できず、出し方なども含め、住民に与える影響は大きいと思います。自治体は課題によつて優先順位を仕分け、分かりやすい言葉で伝えることが必要と考えます。

リスクコミュニケーションと収集も含めた情報の在り方について伺います。

答 情報を迅速かつ正確に伝えるよう、国、市町、防災関係機関、事業者との情報収集・連絡体制の整備を図ります。

また、リスクコミュニケーションを地域防災計画の柱の一つとして掲げ、住民と行政、専門家が意見のやりとりを通じて理解を深められるよう努めます。必要な情報を分かりやすく住民に伝え、避難などの行動に的確につながるよう工夫していきたいと考えています。



滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにかかる検討委員会

再生可能エネルギー

問 地域分散型のエネルギーの在り方を検討する必要性は十分に理解しますが、そのための方法論を考える必要があります。

これからのエネルギー政策を考えるときは、熱利用も含めた抜本的な方針の転換が必要になることも踏まえないければなりません。今は、一つひとつをしっかりと検証し、滋賀県にあったエネルギー政策の導入を考えていくべき時であり、再生可能エネルギーの買取り価格がこれから決められる中で、滋賀県が一体となった政策の遂行が求められます。

しかしながら、今回の予算を見るとまだバラバラ感があり、県の施策の方向性が見定

用語解説

※1「再議」……地方公共団体の議決機関と執行機関との意見が相反する場合に、地方公共団体の長の請求によって議会が既にした議決を改めて審議し直すこと。（地方自治法第176条第1項）

※2「川の中の対策」……洪水をできるだけ川の外にあふれさせないよう河川や水路等を整備する対策（河道内に整備されるダムなどの洪水調節施設も含む）をいいます。

※3「リスクコミュニケーション」……住民が被るリスクに関する情報を、住民、事業者、研究機関、行政等の全ての関係者が共有し、相互に意思疎通を図ること。

められません。横断的、戦略的に再生可能エネルギーの在り方を取りまとめるべきと考えますが、見解を伺います。

来年度は、県として戦略的に再生可能エネルギーの振興を図っていくためのプランを地域エネルギー振興室を中心として取りまとめることとしています。これを効果的、効率的に進めるため、関係部局が庁内プロジェクトチームで横断的、緊密に連携して取り組んでいきたいと考えています。

滋賀県は、国宝・重要文化財の指定件数が全国第4位であるなど、全国トップレベルの文化財を有し、観光資源としても大いに活用が期待されるところです。日本一の琵琶湖は滋賀県の代名詞で、その雄大で美しい姿は滋賀県民の誇りであり、それぞれの地域にも、自然や文化・歴史を生かした様々な素晴らしい観光資源や観光施設が数多く存在するにもかかわらず、どの調査を見ても観光ブランドイメージは下位に低迷しています。

本県の認知度を高めるためには、観光ブランドを構築し、発信を強めることが不可欠と考えますが、今後どのように取り組むのか伺います。

県内に点在する観光資源を琵琶湖を囲むようにつなぎ合わせ、本県ならではの体験・体感を組み入れた観光プログラムを創造します。さらに、琵琶湖を中心に周遊することを意味する「ビワイチ」という名を冠し、本県の観光ブランドとして打ち出します。

また、旅行代理店やマスコミへのPRなどの営業活動をきめ細やかに行い、情報発信機能の強化を図り、首都圏からの誘客に努めていきます。

「美の滋賀」の発信に取り組むとしました。豊富な美の資源を活用し、人と人がつながり心豊かに暮らせる魅力ある滋賀の実現に向けて推進すべきです。

特にアール・ブリュットは、糸賀一雄先生の「この子らを世の光に」の精神を受け継ぎ、未来に実践をつなぐという意味があると考えます。一部の美術品に光を当てるといっても、障害のある人の可能性を見出すものであってほしいと思います。

障害のある人自身が創作する文化芸術活動は、もっと見直されるべきです。創作活動の裾野を広げる取組が大事であり、今後、どのような展開を考えるのか伺います。

現在、約60の障害福祉サービス事業所で様々な活動が行われています。創作活動の発表機会の拡充は家族の誇りや喜びにつながることから、公募展や施設合同企画展を開催してきました。

障害のある人自身が文化芸術活動の担い手として活動できる環境づくりを行い、創作活動の裾野を広げたいと考えています。

用語解説

※4「アール・ブリュット」……フランスのジャン・デュビュッフェという芸術家が考案した言葉で、日本語に訳される場合には一般的に「生の芸術」とされ、「美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧きあがる衝動のまま表現した芸術」と解釈されている。作者に障害のある方が多いことから、障害者アートと解釈されることも多いが、同じ意味ではない。

2月定例会で審議した主な議案

議案番号	件名	結果
(議員提出)		
会第1号	滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案	可決
会第2号	滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案	可決
会第3号	滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則案	可決
会第4号	滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案	可決
会第5号	滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	可決
(知事提出)		
議第1号～議第17号	平成24年度滋賀県一般会計予算 ほか16件	可決
議第18号～議第52号	滋賀県介護予防基盤強化基金条例案 ほか34件	可決
議第53号～議第63号	契約の締結につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道東北部愛東東幹線清水2工区管渠工事） ほか10件	可決
議第64号	平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第7号）	可決
議第65号～議第70号	滋賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案 ほか5件	可決
議第71号～議第87号	平成24年度滋賀県一般会計補正予算（第1号） ほか16件	可決
議第88号	滋賀県在宅医療福祉を担う看護職員確保対策基金条例案	可決
議第89号～議第95号	大気常時監視自動計測器の入札談合に係る損害賠償請求訴訟の提起につき議決を求めることについて ほか6件	可決
議第96号～議第98号	平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第9号） ほか2件	可決
議第99号～議第104号	滋賀県教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ほか5件	同意

2月定例会で審議した決議・意見書

番号	件名	結果
決議第1号	東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理に関する決議案	可決
決議第2号	議第94号関西広域連合規約の変更につき議決を求めることについてに対する附帯決議案	可決
意見書第1号	関西広域連合規約の変更に関する意見書案	可決
意見書第2号	公務員の人件費に関する意見書案	可決
意見書第3号	TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉への参加に関する意見書案	可決
意見書第4号	農業者戸別所得補償制度の見直し等、農業政策の立て直しを求める意見書案	可決
意見書第5号	公的年金制度の抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書案	可決
意見書第6号	福島第一原子力発電所事故の原因究明等がなされていない中での、福井県に立地する定期検査中等の原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書案	可決
意見書第7号	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書案	可決
意見書第8号	こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書案	可決
意見書第9号	父子家庭支援策の拡充を求める意見書案	可決

2月定例会で採択した請願

●福島第一原子力発電所事故の原因の究明がなされていない中であって、福井県の定期検査中等の原子力発電所の再稼働を許可しないことを求める意見書の提出を求めることについて

●滋賀県食の安全・安心推進条例の理念に基づき、県民を放射能汚染から守るための措置について

●環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書の提出を求めることについて